

2021年（令和3年）12月1日時点

多可町部落差別解消の推進に関する
基本計画・実施計画（答申案）

多可町部落差別解消推進審議会

目 次

第1章	基本計画・実施計画策定にあたって	1
1	趣旨	1
2	基本計画・実施計画の位置づけ	1
第2章	基本計画	2
1	部落問題（同和問題）の現状	2
2	多可町の現状と課題	2
3	基本方針	11
4	施策の方向性	11
(1)	部落差別解消推進条例の周知	11
(2)	相談体制の充実	12
(3)	教育及び啓発	12
(4)	調査の実施	12
第3章	実施計画	13
1	部落差別解消推進条例の周知	13
2	相談体制の充実	13
3	教育及び啓発	14
4	調査の実施	14
第4章	達成指標	16
第5章	推進体制等	17
1	推進体制	17
2	基本計画・実施計画の評価と見直し	17
関係資料		18
	部落差別の解消の推進に関する法律	
	多可町部落差別の解消の推進に関する条例	
	多可町部落差別解消推進審議会設置要綱	

第1章 基本計画・実施計画策定にあたって

1 趣旨

本町においては、これまで部落問題（同和問題）の解決を町行政の重要な課題として、国や県とも連携しながら長年にわたり様々な施策に取り組んできました。その結果として生活環境等の実態面での格差は大きく改善されました。意識の面では、各集落での住民学習会をはじめとする学習の場や多可町民の集い等での講演会、学校における人権・同和教育の充実を図る取組など、啓発・教育活動の推進により町民の理解と認識は深まり、着実に部落問題（同和問題）は解決に向かっていきます。

しかし、全国的にみれば、結婚や転居などに際して同和地区に関する問い合わせ行為や、インターネット、SNS等による情報化の急速な進展に伴い、加害者の匿名性、情報の拡散性や拡散した情報の削除の困難さという特性を持つ新たな人権侵害により、被害はより一層深刻な状態となるなど様々な課題が存在しています。

こういった現状を踏まえ、本町では国において2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）の理念に則り、2020年（令和2年）4月に「多可町部落差別の解消の推進に関する条例」（以下、「部落差別解消推進条例」という。）を制定しました。この部落差別解消推進条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に関して基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない多可町を実現することを目的としています。

更に本町では、部落差別解消推進条例の施行に伴い「部落差別解消の推進に関する基本計画・実施計画」（以下「基本計画・実施計画」という。）を策定し、部落差別解消推進条例に定められた目的である部落差別のない社会の実現に取り組めます。

2 基本計画・実施計画の位置づけ

この基本計画・実施計画は、「部落差別解消推進法」を踏まえ、部落差別解消推進条例の理念に基づき、部落差別解消推進の施策をより一層推進するための方向性を示したものです。

第2章 基本計画

1 部落問題（同和問題）の現状

部落差別解消推進法は、現在もなお部落差別が存在することを公的に認め、「部落差別の解消を推進」し、「部落差別のない社会を実現する」ことを明記しています。世代によっては、部落差別がいまでも存在することに実感がない、あるいは「部落」や「同和」という言葉さえ知らない人がいます。しかし、現実には同和地区出身であることを理由とした根拠のない差別は根深く残っています。全国的には、2007年（平成19年）1月の土地差別調査事件や、2011年（平成23年）11月の戸籍謄本等の不正請求事件（プライム事件）、2016年（平成28年）3月「全国部落調査復刻版」出版販売差し止めなどが起きています。このように住民票と戸籍謄本の写しなどを不正に取得した事案など、全国的に身元調査を目的とした人権侵害事件は後を絶ちません。

本町においても2010年（平成22年）1月に結婚に関する身元調査と称する際のケースや、2013年（平成25年）8月には「田舎暮らし」に関する相談の際のケース、2021年（令和3年）7月にも移住・定住に関する電話問合せの際にも同和地区の所在に関する問合せ事象が発生しています。2021年（令和3年）8月には大規模な住民票等の不正請求事件で行政書士が逮捕されると、町内在住の住民の戸籍抄本もそこに含まれていました。

近年、人権課題の多様化により、部落問題（同和問題）に関する教育・啓発の機会が減り、知識や関心が薄れています。その傾向は特に若年の年齢層に目立っています。このことは「多可町民の人権に関する意識調査」でも推測できます。2015年（平成27年）と2020年（令和2年）の「特に関心がある人権問題」を比較すると、「新型コロナウイルス」（前は選択項目なし）や「インターネット」など新たな人権課題に対する関心が上昇している中、「部落差別等の同和問題」に対する関心は26.6%から22.4%に低下しています。特に2020年（令和2年）の18～29歳の若年層は12.1%と、他の年齢層に比べ低くなっています。

2 多可町の現状と課題

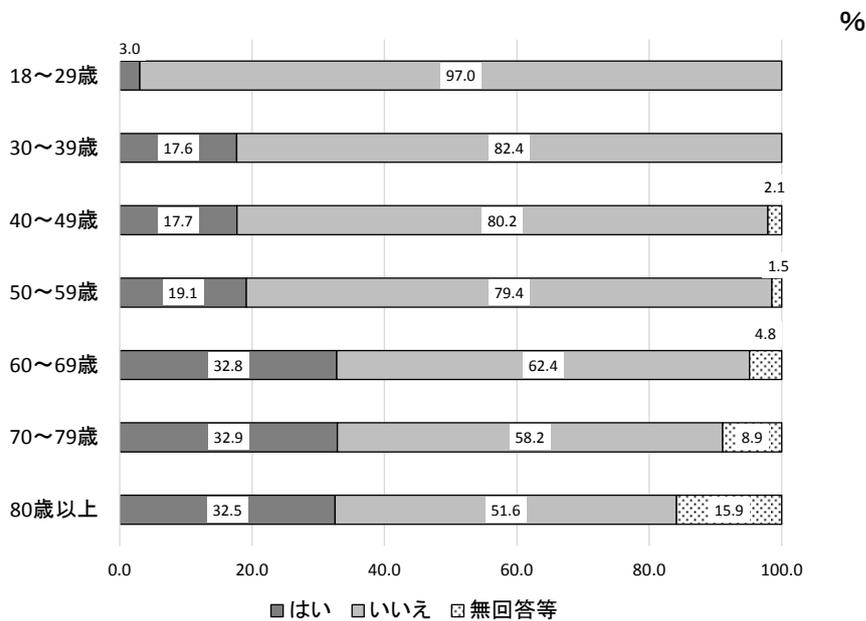
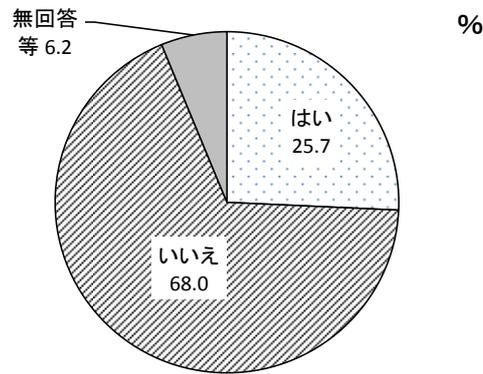
本町では2020年（令和2年）11月、「町民の人権に関する意識調査」を実施しました。満18歳以上の町民から年齢階層別に無作為に2,000人を抽出し、そのうち882人から回答を得ました。（回収率 44.1%）

本計画に関係する主な項目として、次のような結果となっています。

（以下、抜粋）

(問20) 多可町部落差別解消推進条例が令和2年4月1日に施行されたことを知っていますか

(回答数 882)



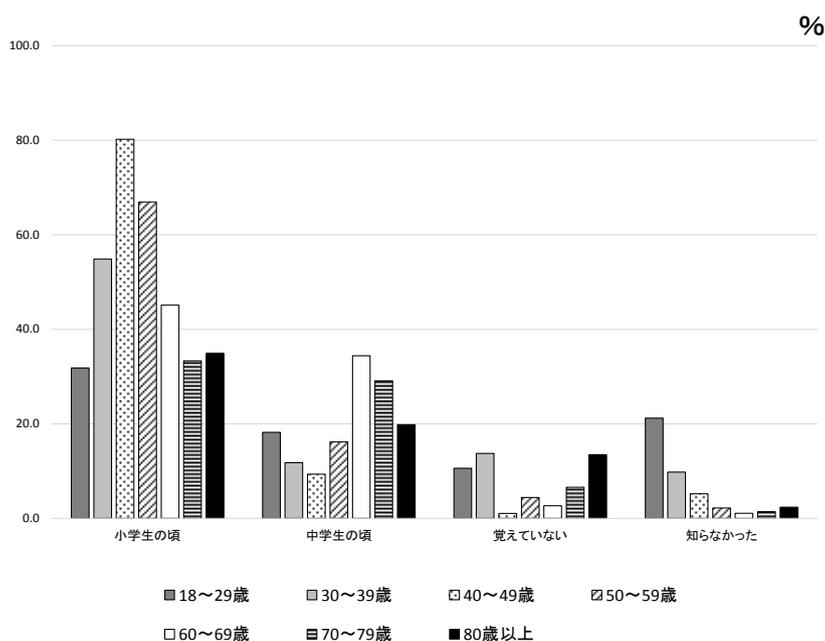
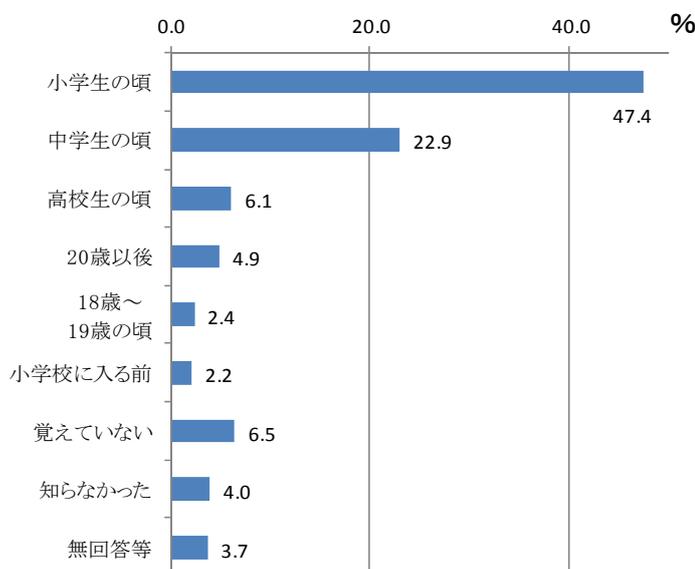
多可町部落差別解消推進条例の施行については、約25%の認知度にとどまっています。

部落差別解消推進条例の目的や内容も含め、周知に向けた啓発活動を強化、継続して行う必要があります。

年代別には「はい」と答えた人は、高齢者層での割合が他の年齢層よりも高くなっています。一方で、「18～29歳」の割合が特に低くなっています。

(問21) 部落差別を受けている地区があることを、はじめて知ったのは、いつ頃のことですか

(回答数 882)

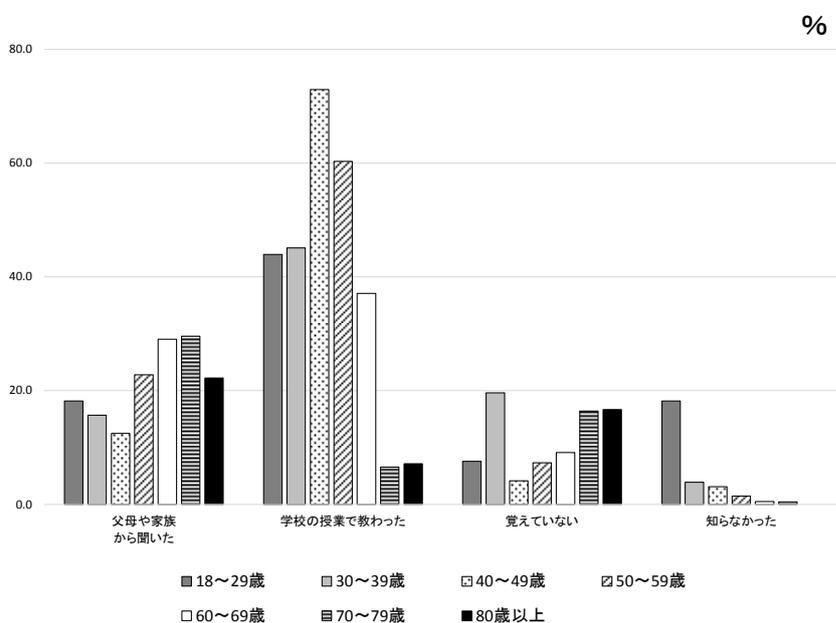
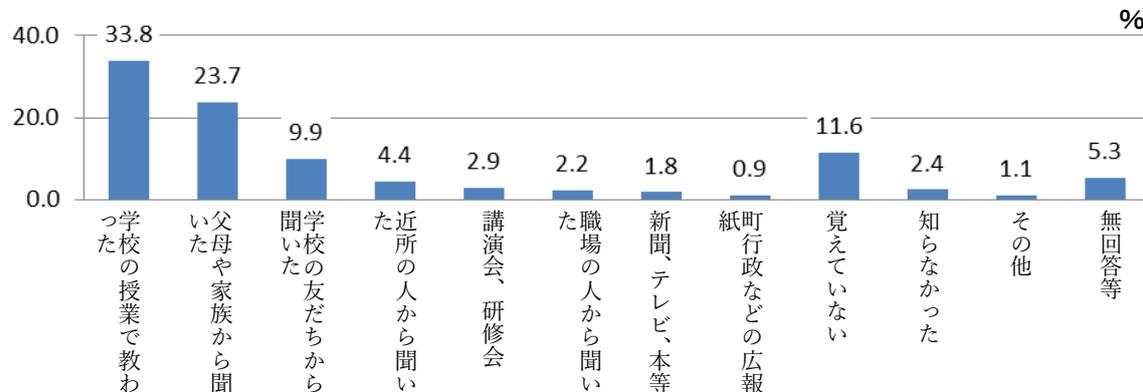


約70%が小・中学校の頃に知ったと回答しており、小中学校での人権教育が影響を与えたものの一つとして考えられます。

年代別には、「小学生の頃」が「40～49歳」の割合が最も高く凸型となっているのが特徴的です。「中学生の頃」は、高齢者層での割合が他の年齢層よりも高い傾向になっています。

(問22) 部落問題（同和問題）をはじめて知ったのは、どういうきっかけからですか

(回答数 882)

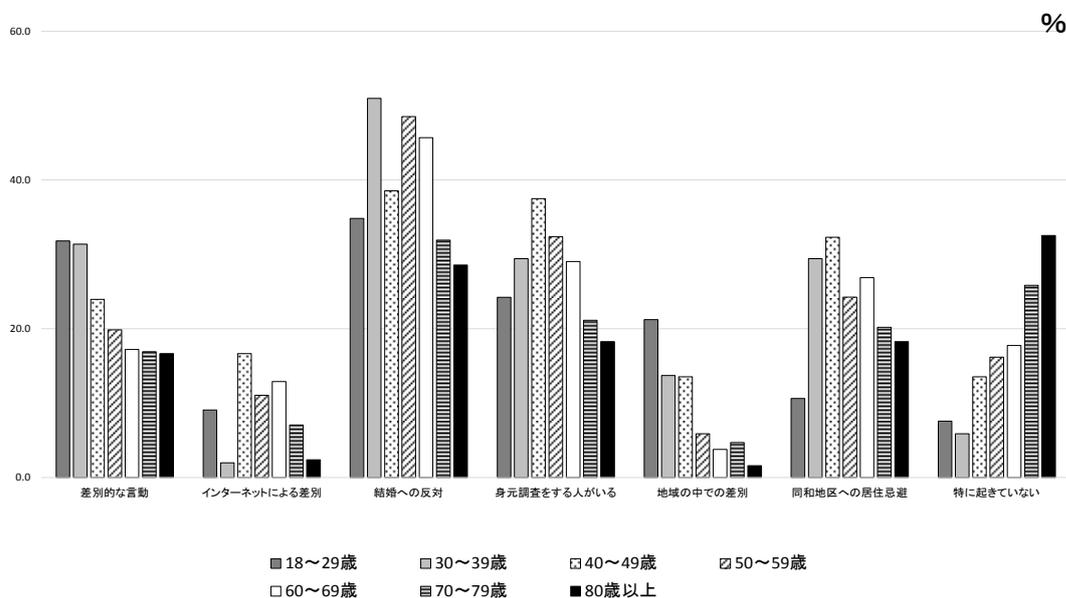
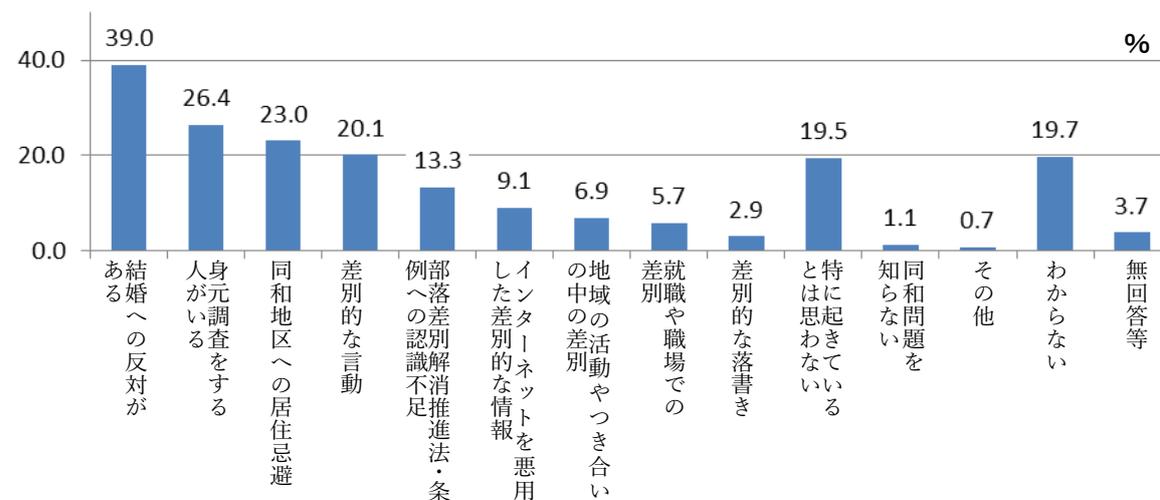


約50%以上で「学校の授業で教わった」「父母や家族」を回答しており、学校での人権教育や身近な存在である父母からの情報が大きいと思われます。

このことから学校や家庭で部落問題（同和問題）について正しい知識を教えること、伝えることが重要です。

年代別では、「学校の授業で教わった」が「40~49歳」の割合が最も高く、凸型となっていますが、一方で、「70~79歳」「80歳」の割合が目立って低くなっています。また、「父母や家族」は、「40~49歳」の割合が最も低く、凹型となっています。

(問23) 部落問題（同和問題）に関して、今どんな問題が起きていると思いますか（〇はいくつでも）
 （回答数 882）



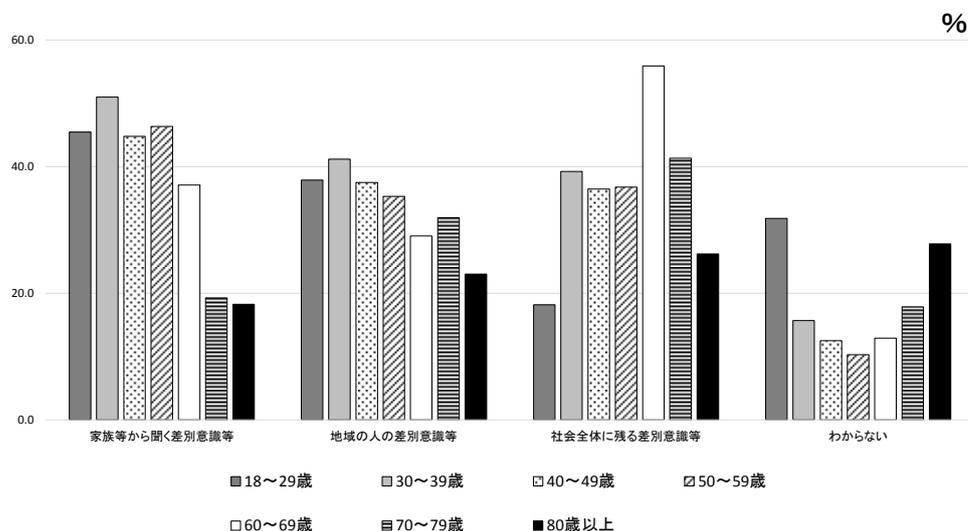
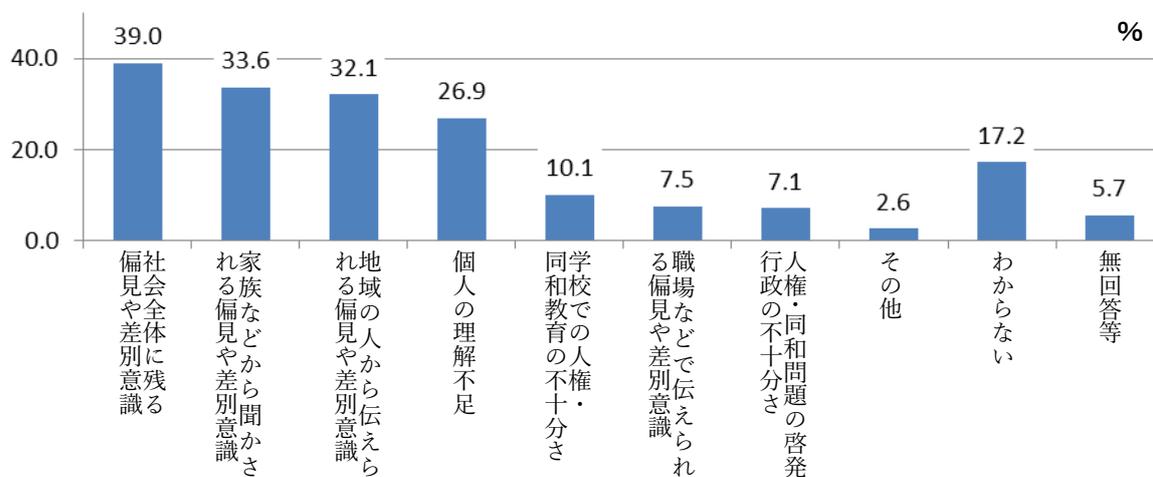
結婚への反対、身元調査など、差別や偏見が依然として残っていると感じている人が多くあります。また、「特に起きているとは思わない」や「わからない」と答えた人も多くあります。これは、問題となっている「インターネットを悪用した差別的情報」の実態を知らない人がいることも一因と考えられます。

今後も、正しい知識、理解を広めるための教育、啓発に一層、力を入れる必要があります。

年代別では、「差別的な言動」「インターネットを悪用した差別的情報」「結婚への反対」「身元調査する人」「地域活動等での差別」「同和地区への居住忌避」「特に起きている」の項目で、有意差が見られました。「特に起きている」では、年齢層が高くなるにつれて高くなる傾向がみられます。

(問24) 部落問題（同和問題）が生じる原因や背景として思い当たるのはどれですか（〇はいくつでも）

(回答数 882)

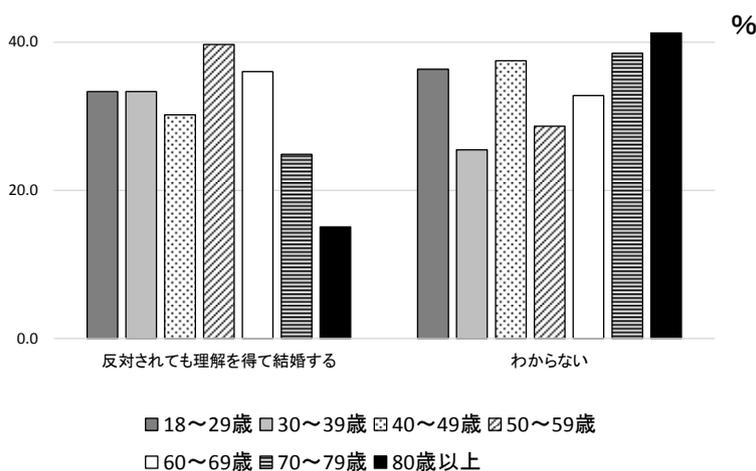
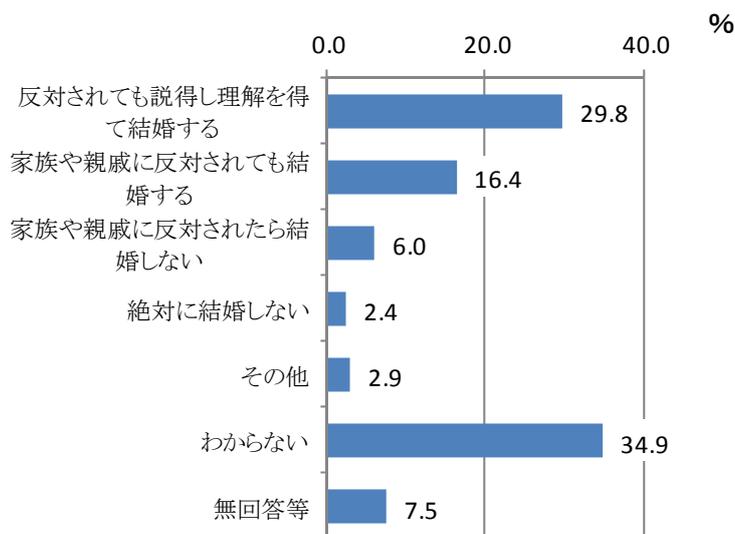


「部落問題（同和問題）が生じる原因や背景として思い当たる」こととして、「社会全体」「家族」「地域」に残る偏見や差別意識が上位に上げられています。

子どもたちにとって父母や家族、友人、近隣住民からの情報は伝わり方により部落問題（同和問題）への理解を誤ってしまう可能性も否定できません。そのため、今後も住民へのあらゆる教育、啓発活動を通じて部落問題（同和問題）の正しい理解が深まるよう努めなければなりません。

年代別では、「家族などから言い聞かされる偏見や差別意識」で「70～79歳」「80歳以上」の割合が特に低くなっています。また、「社会全体に残る偏見や差別意識」では、「18～29歳」が特に低くなっています。

(問25-1) あなたが結婚しようとする相手が「同和地区」の人であるとわかった場合、あなたはどのようにされますか (回答数 882)

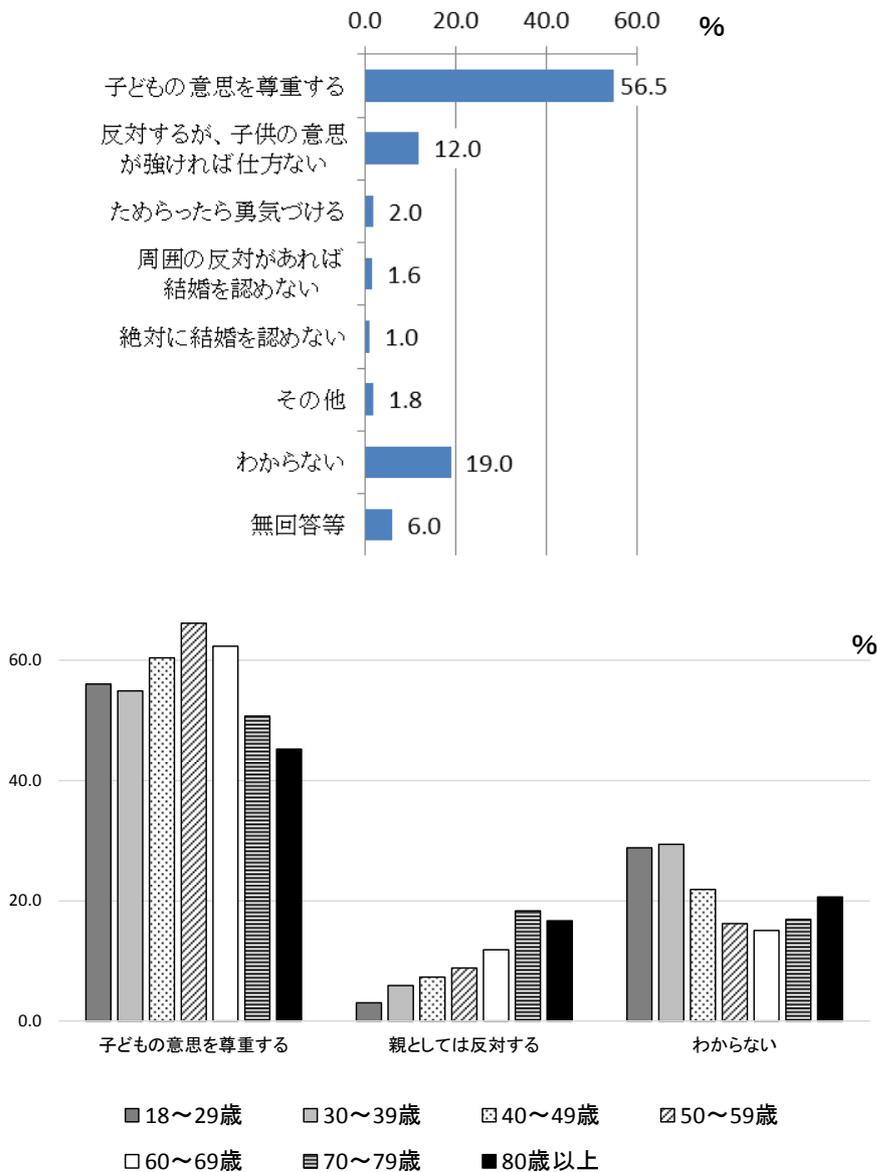


最も割合が高いのが「わからない」、次いで「反対されても説得し理解を得て結婚する」となっています。特に「わからない」と答えた人の要因として、例えば「現実の問題としてみないとわからない」と「部落問題（同和問題）を十分に理解していないのでわからない」などが考えられますが、心理や意識を考察し、部落問題（同和問題）について理解を深めて正しい知識、理解を広めるための教育、啓発を推進していく必要があります。

年代別では、「反対されても説得し理解を得て結婚する」に有意差がみられました。「80歳以上」の割合が特に低くなっています。また、「わからない」については、「80歳以上」の割合が最も高くなっています。

(問25-2) あなたにお子さんがあり、お子さんが結婚しようとする相手が、「同和地区」の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか

(回答数 882)

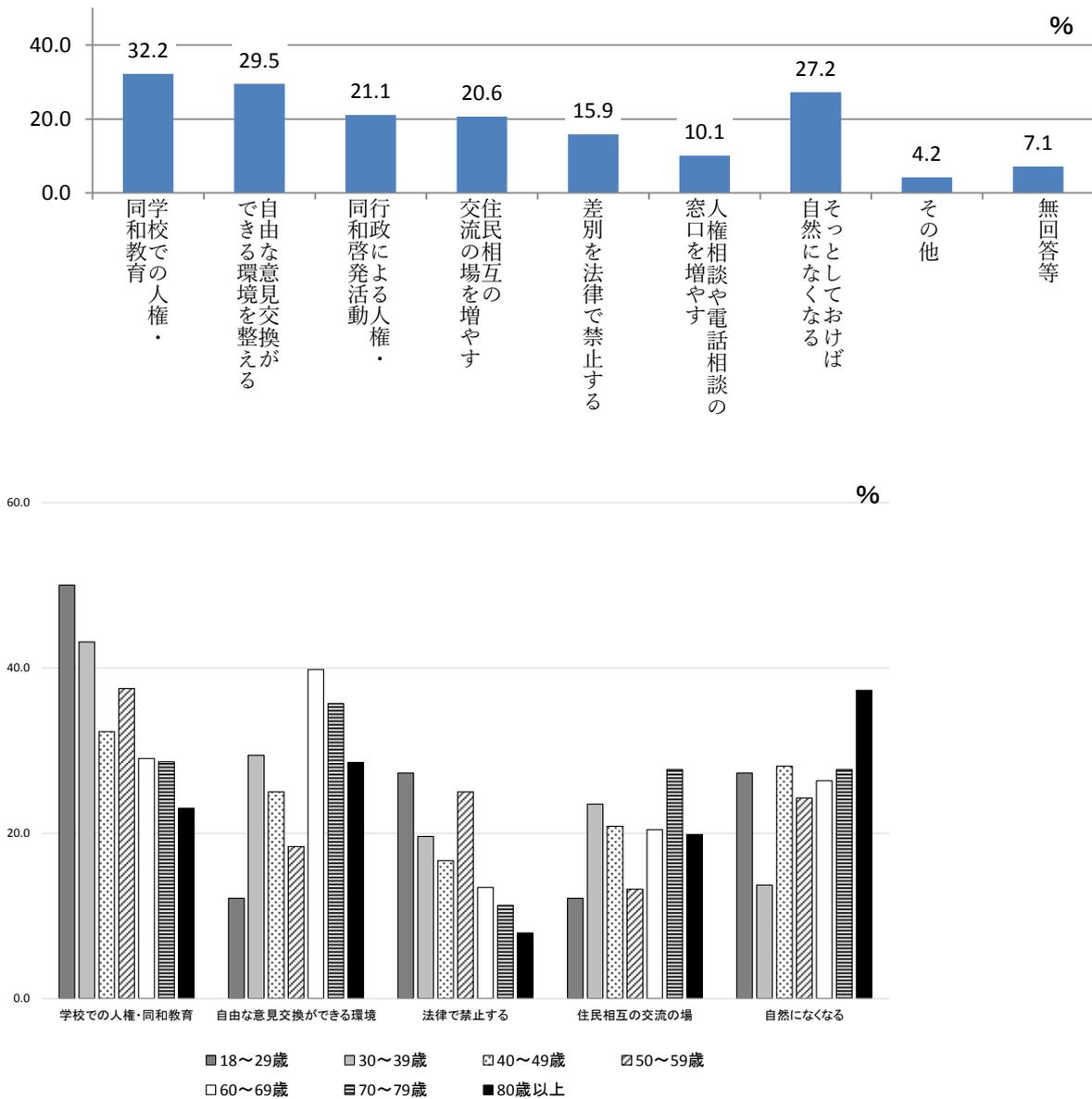


最も割合が高いのが「子どもの意思を尊重する」です。また、「わからない」と回答した人も一定数見受けられます。

ここでも部落問題（同和問題）について正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進していく必要があります。

年代別では、「子どもの意思を尊重する」「50~59歳」の割合が最も高く凸型となっているのが特徴的です。また、「わからない」については、「60~69歳」の割合が最も低く凹型となっています。

(問26) 部落問題（同和問題）の解決のために、特に重要であると思われるのは次のどれですか。（〇は3つまで）（回答数 882）



「学校での人権・同和教育」が最も高い割合となっています。また、「そっとしておけば自然になくなる」の割合も上位となっています。

「そっとしておけば自然になくなる」との考え方は、差別をなくすための積極的な取組を避けようとするものであり部落問題（同和問題）の解決に決してつながりません。部落問題（同和問題）を身近な自分の問題として考えようとする積極的な態度や行動力、共に考えていこうとする態度を育てていかなければなりません。そのためにも学校での人権・同和教育の充実や地域や職場内での学習に一層取組んでいく必要があります。

年代別では、「学校での人権・同和教育」が若年層で高く、高齢者層で低くなる右肩下りの傾向がみられます。「そっとしておけば自然になくなる」の割合は、「80歳以上」で最も高い割合となっています。

3 基本方針

2016年（平成28年）12月に施行された部落差別解消推進法及び2020年（令和2年）4月に施行された部落差別解消推進条例の目的及び基本理念を受け、同和教育・啓発の成果と課題を検証し、情報化の進展に伴う部落問題（同和問題）に関する状況の変化も踏まえ、部落差別解消のための必要となる各施策の効率的な推進を図るため、基本計画・実施計画を策定するとともに、部落差別解消推進法及び部落差別解消推進条例の内容や施行事実を広く町民に周知し、その理念の共有に努め、もって部落差別のない社会の実現を目指します。

4 施策の方向性

(1) 部落差別解消推進条例の周知

部落差別解消推進条例第3条に定められている町の責務については、その目的を達成するために、この部落差別解消推進条例について町民一人ひとりの理解を深めることが必要であることから、あらゆる機会を通じて、町民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

更に町民への「教育及び啓発」を推進するために、町職員がこの部落差別解消推進条例を正しく理解し、自らがその責務を自覚したうえで率先して周知に努めます。

① 町民

広く町民が、この部落差別解消推進条例を知ることが大切であることから、住民学習会等、様々な機会を利用し、継続的に町民の認知度を高めていくよう努めます。

② 企業、団体等

部落差別解消推進条例の目的を達成するために企業、団体等に働きかけ、周知を図ることも効果的であることから、町内企業及び各種団体等と協力し、企業で働く人や団体の関係者に対し周知を図ります。

③ 町職員

町民や企業・団体等に対して部落差別解消推進条例の周知を図るにあたり、町職員が、部落差別解消推進条例の趣旨や内容はもとより、成立した経緯、現在起きている部落差別の現状や、本町の部落差別に関する取組、

関係団体等との連携などを十分認識することが必要です。そのために、研修会等を通して職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

(2) 相談体制の充実

部落差別解消推進条例第5条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとされています。本町においては部落差別に関する相談をはじめとするあらゆる人権相談体制に対応する相談担当者の充実、資質向上を図り、関係団体等とも連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援・救済の取組などに積極的に努めます。

(3) 教育及び啓発

部落差別解消推進条例第6条に定められている教育については、学校教育と社会教育の場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。学校教育においては「第2次多可町教育ビジョン（教育振興基本計画）」に基づき、子どもの発達段階に応じた部落問題（同和問題）学習の取組を進めるとともに、・部落問題学習の質の充実、・教職員研修の充実、・学校全体で組織的・継続的に実践するための体制の構築に努めます。

社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的に実施するなど、学びの充実に努めます。

啓発については、部落差別解消推進条例が施行された背景として・部落差別解消推進法の認知度の低さ、・無知、無理解、無関心、・インターネット上の差別や誤った認識等を課題としてとらえ、町民一人ひとりが部落問題（同和問題）に対し正しい認識をもち、部落差別のない社会が実現するように啓発に努めます。

(4) 調査の実施

部落差別解消推進条例第7条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は関係団体等と連携を図り、調査に協力します。また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、インターネット等での部落差別の実態把握に努めます。

更に、「多可町民の人権に関する意識調査」を5年毎に実施し、その結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用します。

第3章 実施計画

1 部落差別解消推進条例の周知

部落差別解消推進条例の基本理念の共有を図るために広く町民に周知

(1) 町民

- ① 町民に部落差別解消推進条例が施行されたことを周知するために、ホームページ、たかテレビ、SNS 等や啓発物品等、多様な手法を用いて町民の認知度を高めていきます。
- ② 地区住民学習会、各種人権講演会、出前講座等の機会をとらえて、部落差別解消推進条例の施行された背景を含め周知に努めます。

(2) 企業・団体等

多可町人権啓発協議会の企業部会、社会教育部会等との連携による人権講演会、学習会、出前講座等の機会をとらえて、部落差別解消推進条例の施行された背景を含め周知に努めます。

(3) 町職員

- ① 人権啓発専門員による庁内研修で、部落差別解消推進条例の施行された背景を含めた部落問題（同和問題）研修を実施し、町職員に対し、部落差別解消推進条例や部落問題（同和問題）に対する理解を深めます。
- ② 人権啓発推進室職員が部落問題（同和問題）に関するさまざまな研修を通して、知識や理解を深めます。
- ③ 人権啓発推進室職員に対しフィールドワーク研修を実施します。

2 相談体制の充実

部落差別に関する相談に的確に応ずるための、相談体制の整備・強化

- (1) 隣保館における相談業務を継続して実施し、相談事案の解決と相談者への支援に取り組めます。また、人権相談の体制の充実、職員の資質向上に努めます。
- (2) 相談業務を通じて部落差別の実情を把握し、その解消を推進します。
- (3) 町内関係機関や国、県との連携を強化するとともに横断的な相談支援が行えるデータの蓄積と共有を図ります。
- (4) 実態把握のほか、情報発信、相談体制の機能について、更に整備を行います。

3 教育及び啓発

部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の実施

- (1) 人権講演会や隣保館講座・教育集会所講座などの地域コミュニティ活動や、各集落での住民学習会、各種行事等を通じて効果的な啓発に努めます。
- (2) 集落や多可町人権啓発協議会等と協働・連携して人権・同和学習を推進し、積極的な啓発活動に努めます。
- (3) 部落差別解消に向けた施策の実効性を高めるため、町民への部落差別解消推進条例の認知度を高めるなど、教育・啓発を促進します。
- (4) 学校教育における人権教育との関連を図り、部落問題（同和問題）の解決と結びつけた教育を推進します。
- (5) 学校教育における取組を強化するための人材育成（学習会、教職員研修）を行うとともに、教材の作成支援および活用を促進します。
- (6) 小中学校における人権・同和教育を推進するために、人権教育コア・カリキュラムに基づいた学習により、主体的に自他を尊重する人権意識、人権感覚を持った児童・生徒を育成する取組を推進します。
- (7) 学校・保護者・地域の連携・協働による人権教育の基盤づくりを推進します。
- (8) 企業における部落問題（同和問題）を含む人権啓発活動の推進など、部落差別解消に向けた取組を支援します。また、多可町人権啓発協議会企業部会への加入を促進します。
- (9) 町職員に対する啓発を進め、正しい知識や理解を深めるための研修会を実施し、部落差別の解消に向けた更なる取組を推進します。
- (10) 戸籍謄本や住民票の写し等の不正取得による人権侵害を抑止するため、本人通知制度登録の更なる啓発により登録率向上に努めます。
- (11) 人権啓発推進室職員が講演会や研修会への積極的な参加により、部落問題（同和問題）についての知識や理解を深め、資質の向上に努めます。

4 調査の実施

今後の施策立案に活用するための、部落差別の実態に係る調査の実施

- (1) 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国が行う部落問題（同和問題）の実態に係る調査に協力します。
- (2) 相談や教育・啓発など、さまざまな機会を活用して、部落問題（同和問題）の実態把握に努めます。
- (3) 「多可町民の人権に関する意識調査」を活用し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の現状を把握するとともに、その解消のための施策につなげま

す。

- (4) 集落ならびに人権・同和に関する教育啓発推進団体等との協働・連携から得られた情報を活用し、部落差別の実態の把握に努めます。
- (5) 多様なデータを利用して、部落差別の実態に係る調査・分析を行います。
- (6) 情報化の進展に伴い新たに問題となっているインターネット上の部落差別の実態把握に関して、インターネットモニタリング事業を中心に関係機関とも連携しながら取組みます。

第4章 達成指標

指標となる取組	2020年度現状値	2025年度目標値
部落差別解消推進条例の認知度	25.7%	35.0%

住民学習会や企業・団体などで行う出前講座等を開催し、部落問題（同和問題）について町民等に周知を行うことで部落差別解消推進条例の認知度を高める。

指標となる取組	2020年度現状値	2025年度目標値
人権学習会等への参加者数	3,372人	3,500人

住民学習会や企業・団体などで行う出前講座等を開催し、部落問題（同和問題）について町民等に教育・啓発を行うとともに、部落差別解消推進条例の趣旨を周知するために参加者数を増やす。

指標となる取組	2020年度現状値	2025年度目標値
本人通知制度の登録者数	831名	1,100名

戸籍謄本、住民票の写し等の不正請求を抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を目的に本人通知制度の登録者数を増やす。

指標となる取組	2020年度現状値	2025年度目標値
多可町教職員人権教育研修会の実施	年1回	年1回

教職員の資質向上を目的に、年1回、講師を招聘した人権教育研修会を継続して実施する。更に内容についても検討を加えながら充実させていく。

第5章 推進体制等

1 推進体制

基本計画・実施計画の推進にあたり、推進体制を下記のとおりとします。

- (1) 行政にあつては、基本計画・実施計画の総合的かつ効果的な推進をするため、生涯学習課人権啓発推進室を中心に関係課との連携を図りながら本計画を推進します。
- (2) 各人権問題の諸課題に対しては、解決に向けた体制づくりを推進します。
- (3) 関係団体、地域、企業等にあつては、相互の連携を深めるため、「多可町人権啓発協議会」を中心として広く基本計画・実施計画の推進を図るとともに、積極的な支援に努めます。また、「多可町隣保館運営委員会」「北播人権擁護委員協議会 多可部会」等とも連携を図りながら施策を推進します。
- (4) 基本計画・実施計画の実施にあつては、広く町民の意見を参考にしながら推進します。

2 基本計画・実施計画の評価と見直し

基本計画・実施計画に関する前年度の施策の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策に反映させるため「多可町部落差別解消推進審議会」に意見を求め事業の評価をします。更に、この基本計画・実施計画は社会情勢の変化や進捗状況、住民ニーズ等に考慮することはもとより、「多可町民の人権に関する意識調査」の結果を反映させるために5年ごとの見直しを行います。

○部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日号外法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○多可町部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月19日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない多可町を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、偏見を払拭し、部落差別のない多可町を実現することを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(町民の役割)

第4条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めなければならない。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を講ずる責務を有する。

(教育及び啓発)

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施する責務を有する。

(調査の実施)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、部落差別に関する実態調査等を実施する責務を有する。

(推進体制の充実)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずる責務を有する。

(審議会)

第9条 町は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、多可町部落差別解消推進審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

- (1) 基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 部落差別事象による人権侵害への対策と人権救済のために必要な措置に関すること。
- (3) 第3条、第5条、第6条に掲げるもののほか、部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 この審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別のない社会への取組を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、多可町部落差別解消推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、部落差別のない社会への取組を推進するとともにすべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するために、町の果たすべき役割や部落差別のない社会への取組を推進する施策のあり方などのさまざまな課題を主として多可町部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年多可町条例第13号)第9条第2項に掲げる次の項目について、町長の諮問に応じ、又は自ら調査研究を行い、必要に応じ町長に答申又は助言を行うものとする。

- (1) 部落差別の解消の推進に関する基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 部落差別事象による人権侵害への対策と人権救済のために必要な措置に関すること。
- (3) 多可町部落差別の解消の推進に関する条例第3条、第5条、第6条に掲げるもののほか、部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員の定数は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報償の額)

第6条 審議会委員の報償の額は、予算の範囲内とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営についての必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。